

(証券コード：7637)
平成18年6月29日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
白 銅 株 式 会 社
取締役会長 山 田 祐 次

第57回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社第57回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第57期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 第57期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は上記内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 第57期利益処分案承認の件
本件は原案のとおり承認可決され、利益配当金は1株につき48円と決定いたしました。
また、取締役賞与金は取締役7名に対し、104百万円と決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は原案のとおり承認可決されました。
なお、変更の内容は以下のとおりです。
(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）第939条の規定に従い、当社の公告を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を明確にするために、所要の変更をいたしました。

- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が本年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社の定款を変更いたしました。
- ① 当社の定款に取締役会、監査役、監査役会および会計監査人の機関をおく旨の定めや株主名簿管理人および株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされている事項を新設等いたしました。
 - ② 単元未満株主の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設いたしました。
 - ③ インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設いたしました。
 - ④ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設いたしました。
 - ⑤ 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設いたしました。
 - ⑥ 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設いたしました。
 - ⑦ その他、会社法等にあわせた用語の変更を行うとともに、字句の修正ならびに条数の変更等、定款全般にわたり、所要の変更を行いました。
- (3) 機動的な配当政策を図るため、配当金の除斥期間を一般的に認められている5年から3年へ変更いたしました。

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は原案のとおり承認可決され、取締役に山田祐次、井上 薫、山田和正、瓦林秀嗣、倉橋成幸、小田 律の6氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は原案のとおり承認可決され、監査役に吉田治彦氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は原案のとおり承認可決され、退任取締役および退任監査役に対し在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に基づき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することいたしました。

以 上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、取締役会長に山田祐次氏、取締役社長に井上 薫氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

第57期利益配当金のお支払いについて

1. 銀行預金口座への振込みをご指定の各位
同封の「利益配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認下さい。
2. その他の各位
「郵便振替支払通知書」によりお支払いいたしますので、郵便局払渡し期間（平成18年6月30日から平成18年7月31日まで）にお近くの郵便局にてお受け取り下さい。
なお、まだ銀行振込をご指定でない株主様で、次回以降の配当金をご指定口座へ振込希望の方は、便利な「銀行預金口座または郵便貯金口座への振込み」をお勧めいたします。同封の「配当金振込指定書」にて手続きをおとり下さい。

単元未満株式の買増し請求お取扱いのご案内

本株主総会において、定款一部変更の件が承認可決され、単元未満株式の買増し請求が認められることとなりました。これにより、1単元（100株）に満たない株式を所有されている株主の皆様は、平成18年7月10日より当社に対しその単元未満株式の数と併せて1単元になる株式を買増し請求することができます。